明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令（財務一七）　一
〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千九百七十五号（コートジボワールにおける制裁対象者の追加等に関する決議）に関する件（外務一四八）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等を指定する件の一部を改正する件（同一四九）　三

## 省令

### ○財務省令第十七号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月八日

財務大臣　野田　佳彦

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

（東日本大震災に伴う特例）

6　東日本大震災により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が当該震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村及び特別区を除く。）の区域内にあるもの（以下「被災地方公共団体」という。）については、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月末日までの間に地方資金の償還について延滞があつた場合においても、第十四条第四号の規定にかかわらず、地方資金の貸付けを受けることができる。

7　平成二十二年度又は平成二十三年度に第十七条の規定により財政融資資金貸付予定額通知書の送付を受けた被災地方公共団体については、第二十一条第一項又は第二十九条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年三月末日までに財務大臣に第二十一条第一項各号又は第二十九条第一項各号に掲げる書類を提出することができる。

8　平成二十二年度に第十七条の規定により財政融資資金貸付予定額通知書の送付を受けた被災地方公共団体については、第二十八条第一項の規定にかかわらず、別紙第十六号書式の財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書（以下本項において「申請書」という。）を平成二十三年五月末日までに財務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、被災地方公共団体が同日までに申請書を提出しない場合には、第二十七条に規定する貸付期日までに普通地方長期資金等の貸付けを受けていない金額（第十九条の規定により別紙第十二号書式の財政融資資金普通地方長期資金等貸付予定額不用額報告書の提出を受けた場合にあつては、報告を受けた不用額を控除した金額）について、申請書の提出が行われたものとみなして、第二十八条第二項の規定を準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

## 告示

### ○外務省告示第百四十八号

平成二十三年三月三十日、国際連合安全保障理事会において、コートジボワール情勢に関し、制裁対象者を追加すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十三年四月八日

外務大臣　松本　剛明